

平成30年 9月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（15名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

- |     |       |
|-----|-------|
| 16番 | 大 原 功 |
|-----|-------|

3. 会議録署名議員

- |    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 6番 | 鈴 木 みどり | 7番 | 那 須 英 二 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

- |  |         |                            |         |
|--|---------|----------------------------|---------|
| 市 長  | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長  | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長                                     | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長  | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼<br>庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>福 祉 課 長                                       | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                                   | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者                  | 山 田 淳   |
| 教 育 部 次 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼<br>図 書 館 長     | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長  | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長                | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長  | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長  | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長                    | 梅 田 英 明 |

保険年金課長	服部利恵	環境課長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について
- 日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について
- 日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時02分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、大原議員より欠席の届け出がありましたので、これを認め、欠席とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について

日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について

日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第52号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件は既に提案をされていますので、これより質疑に入ります。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、議案第55号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということでございますけれども、まず、現在、市でどれぐらいこの家庭的保育事業が行われているのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

御答弁を申し上げます。

家庭的保育事業は、ゼロ歳から2歳児を対象とした認可定員が5人以下の保育事業所でありまして、現在市内には対象となる事業所はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のほうでは、公立保育がしっかりと整っておるものですから、こうした家庭的保育事業は市内には今存在していないということでした。

今回の規制がどのように緩和されて、またこれが今後どのような影響があるか、またこうした家庭的保育事業所が参入してくる可能性はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 今回の条例改正の改正点は大きく3点ございまして、1点目は、家庭的保育事業等では、連携施設、これは保育所、認定こども園、幼稚園に限りませんが、この連携施設を確保しなければなりません。代替保育、これは家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等にかわって提供する保育をいいますが、これに限っては、連携先を小規模保育事業A型、B型、または事業所内保育事業から確保することが可能とする緩和の基準を定めることとしました。

2点目といたしまして、既存の家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理の原則の適用の猶予期間を5年から10年に延長することとしました。

3点目としまして、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業の利用乳幼児に対する食事の提供については、自園調理の原則がございしますが、外部搬入施設を拡大す

ることといたしました。

本市には、家庭的保育事業所は、先ほど申しましたとおり現在ございませんので影響はありませんが、国の基準に沿って基準を改正するためには、条例整備が必要なため、このたび改正議案を上程しております。

今後のことに関しましては、現在そのような申し出は出ておりませんので、影響についてはわかっておりません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 緩和の対象としまして、今までの代替保育の枠が広がるということで、事業所内保育等も拡大していくということでございます。

そして、自園調理が原則ということで、延長期間が5年から10年ということで、ほかの保育所で使っているよその搬入口からも仕入れすることが可能ということでございますけれども、こうして、昨今、事業所内保育も大きく拡大している中で、また弥富市ではないんですけれども、ほかの保育園、幼稚園等が定員が満杯ということで、国からの措置でございましてけれども、しかし、こうした保育をどんどん緩和して、乳幼児の教育として、私はやはり捉えていくべきだと思います。緩和ばかりではなくて、しっかりと人材を守るという観点で、今後こうした制度が守られていくほうが、私は望ましいかなと思っておりますので、一言意見を添えさせていただいて、次の議題に移ります。

次は、議案第57号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例ということでございますけれども、まず、これにつきまして、今、指定地域密着型介護老人福祉施設の定員というものは、現在何名でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） おはようございます。

国の基準については、サービス提供上必要な場合は、2名まで可能となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の現行2名から4名に拡大するというところでございますが、これはどのような配慮によって改正されるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 特別養護老人ホームの居室の定員については、従前は4人以下とされていましたが、第1次一括法により介護保険が改正され、それを受けた省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において、国の個室・ユニットケアの推進の流れを受け、原則1人とし、例外的に2人と基準が改正されました。

この基準は、参酌すべき基準とされたことから、議案第57号弥富市指定地域密着型サービ

ス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を上程し、市長が必要と認めるときは、指定地域密着型介護老人福祉施設の1の居室の定員を4人以下とすることができると決めました。

現在、当市の介護保険料の所得段階別被保険者等の状況は、第1段階から第3段階に当たる全員非課税世帯は、全体の19.8%を占めます。

また、生活保護世帯も高齢化しており、65歳以上の受給者は全体の41%を占めております。このような状況から、低所得者の費用負担に配慮するため、ユニット型より利用者負担の低い4人居室、多床室を整備していくこととしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 介護保険料がどんどん値上がる中で、コストダウンを図るということで、1人部屋より4人部屋ということで対応ということでございます。

そこで1点お尋ねしたいんですけども、今現在この弥富市で、特養の待機者というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 大変申しわけございません。資料を持ち合わせておりませんが、幾つもの施設に申請をされておるといふことでもありますので、また後ほど、その辺を精査しながらお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げますけれども、特別養護老人ホームの待機者ということでございますが、二、三年前は非常に多くの方がお待ちをいただいていたというような状況の中で、3桁というような状況で100人以上の方がお待ちになっていたわけですが、有料老人ホームであるとか他の施設へ行くことが大変充実をしまして、今、特別養護老人ホームのほうにおきましては、例えば輪中の郷であるとか長寿の里がその対象になるわけでございますけれども、私が先回伺ったのは、比較的待ち時間が二、三カ月で入っていただけるといふようなレベルまでなっているという状況でございました。今までのように半年、一年以上というような状況から随分緩和されてきたというふうに思っております。具体的な数字はまた後ほどお話をさせていただきますけれども、全体的にはそういう傾向であるということをお理解いただければと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） こうして1人から4人部屋ということで、ふえていくことによってコストダウンということと、もう一つは入れる人員が、近年は入りやすくなってきているということでございましたけど、こうした方向にあることは私としてはよい方向なのかなと思っ

たりしますので、それにつきましてはまた精査しまして、採決に臨みたいと思います。

続きまして、議案第58号ですが、小学校管理運営事業についてでございます。

簡単に説明しますと、エアコンということでございますので、前回、一般質問にて加藤議員の質問がございましたので、あらかじめその中で答弁いただいた部分に関しては、避けて聞きたいと思っておりますけれども、市長は、この早期取りつけということで大変力強いお言葉でいただいております。その方向でぜひ進んでいただきたいと思っておりますので、また一つ、例えばその準備が整った段階で、例えば1月ぐらいにその準備が整うということで、次の3月議会に上程というふうに、流れとしては通常なるかと思っておりますけれども、その1月に仮にもし準備が整ったとなれば、臨時議会を開いてでも早急に取りつけていただきたいと思っております。

また、冬休みに間に合えば冬休み、また教室ローテーションというふうにお答えいただいておりますけれども、土・日等も活用しながらぜひ一刻も早い段階でつけていただきたいと思っております。

これはやはり全国的に、一斉に今の補正予算待ちでエアコンを導入してくるということになると、取りつけ企業のほうもやはり争いになってくると思われまますので、そういう形でスタートダッシュが早ければ早いほどいいと思っておりますので、ぜひ臨時会等も視野に入れていただいてスケジュールをお願いいたします。

続いてもう一つは、体育館にもということで、加藤議員、質問されておりました。

体育館のほう、市長が32年度までに緊急防災事業債が切れるということで、これの延長を考えながら、その後、期待しながら考えていくという回答でございましたけれども、やはり西日本豪雨の際に高齢者の熱中症等が大問題になりました。やはり体育館にエアコンというのは喫緊の課題だと私は考えておりますので、その際に、起債100%で補助率が70%ということで現在あるということでございますので、起債ができるということであれば、今やるなら、本当に早く今やるべきだと私は考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） エアコンにつきましてはの小学校への早期導入ということでございますが、私どもといたしましては、今回この定例会のほうで設計費ということに対して上程をさせていただき、議案の議決をいただきたいというふうに思っております。できましたら、12月もしくは1月というような状況の中で、その設計が完了するように努力をしていきたいというふうに思っておりますけれども、分割方式で発注する場合は、議会の議決が必要ではないというふうにも思っておりますので、そういった形の中においてお話をさせていただきますけれども、早急に対応できるように、ちょっと冬休みは無理かもしれませんが、春休み、そしてゴールデンウィーク等において、工事が集中的に行われるような形でしてい



たい。そして、一般質問でも御答弁申し上げましたように、暑くなる、そういったようなシーズンに、同時に工事が完了し使用できるという状況が望ましいだろうというふうに思っておりますので、そういった形の中で議会の皆様方にも御報告を申し上げながら、教育委員会等と頑張ってもらいたいというふうに思っております。

また、体育館の設置につきましては、緊急防災減災事業債というのが利用できるわけですが、これも、これ、いずれにいたしましても、起債100%ということで大きな起債を起こすわけですが、設置型においても、1つの体育館で10基は要するだろうというふうにも思っております。また、機械室を設けてダクト型にすれば非常に高額になるということで、その起債額も非常に大きくなるわけですが、

財政の硬直化は、私たちは避けていかなきゃならないというふうに思っておりますので、これは慎重に対応せざるを得ないということをご理解いただき、まずは、小学生の児童のために、そういった形の中において、学びの環境を整備するということを優先していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員に申し上げますけど、議案質疑の場でございますので、要望の場ではないので、その分だけ御理解ください。

那須議員。

○7番（那須英二君） 小学校管理費、運営事業についての質問でございますので、その辺は議長にも御理解いただきたいと思っております。

また、今、市長のほうは、エアコンの早期対応については頑張っていくということでございます。また、体育館については慎重にということでございますが、将来的にコストを考えたときに、やはり消費税も上がる可能性がある、これからこの緊急防災事業債は、延長を期待しておりますけれども、どうなっていくかわからないということであれば、今、有利な条件のうちに使っておいたほうが、将来的なコストとしては安くなるかなと思っておりますので、ぜひその辺は検討いただいております。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番 三宮でございます。

最初に私は、総務部関係の質問をさせていただきたいと思っております。

市全体の問題として、いろんな行政改革の課題がありますが、やっぱり建築や土木の工事発注だとか、それからコンサルタントへの委託、あるいは物品の購入、役務の提供を受ける、こういう支出は、市の中で相当な位置を占めておりますので、これが適切に行われるということについては、行財政運営の中で大きな位置を占めておると思っておりますが、もともとこの問題が弥富の議会で本格的に問題になったのは、バブル崩壊後、国の方針としても、当時の公共事業単価の値上がりというのは不適切だということで、地方に対しても、設計によって節

約をする10%以上の節約と、それからもう一つは、競争入札が適正に行われることを通じて、10%以上のということでもやられてきて、弥富町はこの地域の中では割方精力的にそういう問題に取り組んでまいりましたし、とりわけ教育委員会などが、デジタル機器の導入に当たりましては、非常に当時の市場価格だとかそういうのも調査をされて、効果的な入札が行われて参りました。

ただ、最近では、この29年度決算で先日この決算審議に当たりまして、27、28、29の3年度の入札の結果についての情報の提供を求めましたが、それを見ましても、建築・土木、いわゆる建設工事の発注につきましては、例えばこの29年度におきましても、庁舎の90.65%があつてトータルで平均93.66%でございますので、もしこの入札がなければ、95%をかなり上回る90%台の後半という状態、これもこの3年間を見ましても大体そういう傾向が続いておりますが、まず、こういう問題について、少なくとも入札問題について、国や地方が行っております、要するに競争制度の有効な活用によって10%以上を目標にするという方針は、弥富市の方針として、この29年度決算の中でも貫かれてきたのか、そして割方ここは、要するに高値安定というとおかしいんですけど、上方に売れている理由については、どのようにお考えになっているか、まず御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

本市におきます建設工事関係の過去3年度の平均落札率につきましては、平成27年度94.67%、平成28年度94.57%、平成29年度93.66%と下がつてきております。物品、役務関係につきましては、過去3年度の平均落札率につきましては、平成27年度89.22%、平成28年度86.91%、平成29年度87.36%となり、平成28年度より0.45ポイントふえました。コンサルタント関係の過去3年度の平均落札率につきましては、平成27年度93.87%、平成28年度92.81%、平成29年度87.77%と下がつてきております。

また、第3次行政改革実施計画に基づきまして、入札制度の見直し、工事成績評価制度の導入を実施し、入札、契約の公平性、透明性、客観性及び競争性の向上を図り、工事の効率的執行と技術水準の向上に努めてまいりました。

予算の執行に当たりましては、設計段階で必要なものに優先順位をつけ、無駄なものを省き、コスト意識を持ちながら経費削減ができないかなど精査していくとともに、競争性の確保の観点から、入札方法につきましては、指名競争入札、事後審査方式制限つき一般競争入札の採用及び先進自治体の状況も踏まえながら、歳出の削減に取り組んでいるところでございます。

しかし、入札に関しましては、設計書、仕様書等に基づき、各業者の方が利益等も考えながら積算し、入札額を決めているものでございます。市といたしましては、少しでも安く落

札していただければありがたいことですが、その入札に関しましては、各業者の方が企業努力で決めていることと考えますので、その入札額や落札額に対しまして、市として意見を述べるものではありませんが、より適正な競争をしていただけるよう、引き続き調査・研究をしてみたいと考えております。御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、私申し上げましたように、29年度につきましては57億近い予定価格の庁舎建設の発注があって、今のレベルに下がっておるわけですが、それがなかったら、かなり90%台後半という状態が、特に建築関係で言うと、多分業者不足だとか、いろんなことが重なって発生している問題だと思いますが、同時に、やっぱりそういうときでも、私は発注側としては可能な限り競争入札へ機能するような努力を払っていくということについては、いつも念頭に置いてやっていく必要があると思いますが、そういう基本的な方向については、きちんとした方向を持っておられるかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからも御指摘いただきましたように、可能な限り落札価格を、今高どまりしているというお話もございましたので、できるだけ低くなるような努力は引き続き続けてまいりたいと思っております。

そうした意味におきまして、いろいろ入札の方式等についても、研究しながらやっておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） これにつきましては、要するに市場価格やそういうものをきちんと見るとか、いろんなことが努力されてやられておって、それなりの成果は上がっていると思いますが、根本的には、競争入札の機能を発揮できる仕組みを絶えず追求していくと。しかも、予定価格につきましては、以前は歩切りだとかそういうものもありましたが、現在は、利益も含めて一定の、多分標準的な定価だとかそういうものを対象にして発注がされていると思いますので、その辺はありますし、電気機械設備関係などがかなり低くなっているのは、メーカー希望価格と実際の市場価格の間に大きな差があることがこういう差になってあらわれてきておると思いますし、コンサル料なんかで言いますと、以前は鉄筋コンクリートの建物の構造計算なんかは相当手間がかかったんですが、今はコンピューターが発達して、ソフトを入れれば割方簡単につくれるというようなことにもなっております、かなり値崩れが起こっていますよね。そういう状況の中で、ぜひ適切な、同時にまた安全な仕上がりができるような運用をしていくことを求めて、次の質問に移ります。

先日、不納欠損と滞納処分停止についての資料を要請していただきましたが、それを見

ますと、不納欠損の一覧表で、29年度は総額が3,187万3,763円ということですが、その内訳は、滞納処分の停止によるもので、3年期間満了のものが353万5,495円、即時欠損処分、これは多分、死亡だとか行方不明だとか手の打ちようがないと、欠損にして当たり前だということ、即時欠損をするものが1,046万3,529円、納期前5年時効のもので、滞納処分の停止と合わせてやって、その期間に時効が来たものが749万8,610円、5年時効で不納欠損となったものが1,037万6,129円というふうに資料をいただいております。

では最近の滞納処分の停止実績ということでもいただいた資料を見ますと、29年度は市県民税で60人、616万654円、それから固定資産税が11人で587万5,913円、あと一番多いのは国民健康保険で36人で712万3,168円と、停止額の合計が2,063万713円、28年度は1,580万、27年度は1,138万8,100円と、年々幾らかはふえておりますが、実際に政府のほうの調査によりましても、実際に国民健康保険税だとかそういうものを負担している人たちの中には、一番低い所得で負担されているのは国民健康保険税だと思いますが、大体、生活保護世帯の四、五倍の人たちが生活保護と同等か、あるいはそれより低い状態で生活しているという状況に比べると、収納のほうは非常に頑張られて市民税なんか98%を超えるような勢いになっておりますから、そういう意味でいうと納税者のほとんどにかなり手が行き届いておると思うんですが、収納するということ、そういう努力はされておりますが、同時に、やっぱり生活保護基準を下回るか同等のような人たちに対しては、やっぱり滞納の長期化を避ける、そして延滞利息をどんどんふやして苦しめるということをしないように、市の権限によって調査をした上で、滞納処分の停止を行って、そういう延滞金の発生なんかを防いでいくと。そして、3年間改善されなければ、営業を続けていたり、あるいは一定の収入があっても、それが一定の基準にいかない状態が続いた場合は停止、要するに不納欠損にしていくという法律に定められた制度がありますので、それから見ると、まだかなり、私は弥富の不納欠損の扱いは、今の市民の暮らしの状態に比べると低いというふうに考えておりますが、その辺についてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） 御答弁させていただきます。

滞納処分の執行の要件は、1. 滞納処分をすることができる財産がないとき、2. 滞納処分をすることによって、その生活が著しく窮迫されるおそれがあるとき、3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときのいずれかとなっております。

滞納処分の執行を行うに当たっては、滞納者の将来を含めた現在の生活状況の把握が重要となってまいります。市では、催告書に期限は定めさせていただきますが、全額納付が困難な方については、納税相談に応じる旨を記載するなどして、早期の来庁、連絡をお待ちして、御本人に現在の状況を確認しております。同時に、租税負担の公平性を実現する立場か

ら、広く財産調査を行った後に、慎重に判断し適正に停止処分を行っております。適正に行った結果が滞納処分の執行停止の件数となっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 調査をしなければできないわけでありますから、ただ、実際に職員の数だとか、いろんな状況でなかなか調査が行き届かないとか、先日も、私もある方と一緒に行ってお話しさせていただいたように、自分の申告そのものが間違っておることに気づいていない人だとか、なかなか税金の問題というのは難しいものですから、立ち入ってやっぱり調査をしないとよくわからないということがあったりして、そこになかなか踏み込んでいくだけの体制が弱いということが一つあるんじゃないかということと、もう一つは、この財産の問題ですね。要するに住むだけの住居、要するに大きい住居じゃなくて、せいぜい分譲住宅の、分譲住宅でもきょうび立派なものもありますが、平均を下回るような分譲住宅のような住居の人たちに対する対応というのも、市としては余りはっきりした対応を持っていないと思います、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） お答えさせていただきます。

滞納処分の停止は、市の財産を放棄することにもつながりますので、より慎重に判断して行わせていただきます。地方税法において、差し押さえ禁止財産の中に、住まいというものは含まれていないということもございまして、その辺も含めて、先ほど議員がおっしゃられたとおりに、税のことがなかなか理解されずに間違った課税ではなくて、正しく申告がされているようなこともありますので、なるべく早期に折衝の機会を持つことに努めさせていただきまして、より正確な将来も含めた現在の生活環境を把握することに努めさせていただき、慎重な対応、処理をさせていただこうと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員に申し上げますけれども、一般会計決算認定について、幅が広い議案ですけれども、1議案については3回までの質問になっていきますので、その辺をお守りください。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） また詳細は、決算特別委員会でお尋ねをすることにしまして、この問題についてはその程度にさせていただきます。

次に、開発部関係で、公共下水道と集落排水についてお尋ねいたします。

集落排水につきましては、実際の処理場ごとの資料も見せていただいて、前から私は見せていただいておりますが、今回、4年分をずっと見せていただいた中で、ちょっとやっぱりこれは工夫しなきゃいかんというふうに思った点がございまして、お尋ねします。

まず、収入に対する費用の内訳であります。保守委託事業と云って、運転管理は事実上全面的に委託しておるわけですね。この費用が、総収入の大体6割弱ぐらい、55から6割ちょっと超えるぐらいというのがそうなんですよね。そのほかに、汚泥の抜き取り、要するに清掃委託が20%弱から多いところは30%ちょっと超えるぐらい、また電気料が少ないところでも22.4%、多いところでは、特殊なところを除いて32.4%というのが29年度2つありますが、もうそれで料金収入は全部超えていますよね。そのほかに、支払利息だとかという、本来料金で負担する部分がありますが、それは全部市が負担をする、それから施設の改良の費用も結局一般会計で負担をするという状態がずっと続いております。

この背景と原因につきましては、設計をされるときに、例えば北西部、要するに荷之上、五之三地区であります。計画人口が1,760人ということで設定されて、当然、流入人口もあるということですが、それにしましても、1日当たりの平均水量を475トンとして設定をしております。当然その設定がそういう料金が得られるという前提で決められるわけですが、実際の28年の3月時点での1日当たりの平均水量は244トン、大体50%ちょっと、6割まではいかないというのは、ほとんど共通しておるんですね。それも90%以上の接続率のところですので、もう普遍的に赤字が発生し続けると。しかも、当然改修に必要な準備などは、とても料金では全然できないという仕組みになっております。最初のボタンをかけ間違えたことがこういう結果になっているわけですね。実際よりも利用者や利用水量が設定した平均の見込みよりも55%かそれを切るぐらいの状態、当然収入もそういうふうになってくるわけですから、やっぱりこういう状況を考えると、今回も国の支援をいただいて改修をしていくということで、これからどんどん電気機械設備の更新が始まっていくわけですが、国や県に必要な支援をお願いすると同時に、もう一方で、この保守点検だとか、それからその費用についても見直しをしていくような必要があるのではないかと。

例えば、電気料も相当高いわけですが、こういうものについては、実際に検討していただく課題としては、例えば太陽光発電を利用して一定を賄うことがプラスになるのか、そんなに効果がないものなら、とんとんぐらいならやらんほうがいいと思いますし、そういうことも含めて、この経費をどう減らしていくかということについては真剣に考えないと、私は、つくった経緯から、あるいは現状から見て大変な状態になるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。御答弁させていただきます。

先ほど議員が御指摘ございましたように、現在、収入金額とそれに伴います保守委託金額を差し引きますと、集落排水事業につきましては赤字というような状況でございます。それを改善する一つの方法としては、接続率をふやすというのが一つございます。また、議員が

申されましたとおり、今現在使っております保守委託、清掃委託、電気料等、いかに安く済むように金額を下げるかということも一つの改善策だと思っておりますので、そこら辺を今後、いかに安くしていけるかというようなことを検討させていただきまして、収入と保守委託金額等が見合うような形で今後進められればというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 公共下水道のほうで見ますと、集落排水は古いところは90%以上で、8割を割っているところは比較的新しいところという状況ですが、公共下水道につきましては、やっぱり実際にうちが古くなっておるとか、年寄りだけでも、いつこのうちは住まなくなるかわからんとか、こんな人たちも少なくないこともあったり、あるいは宅内配管の負担がちょっと今の私のうちの事情ではなかなかできないというようなこともありまして、初期に開通して、だから平成22年だとか23年に供用が開始されたところで、一番高いところが66.5%で、やっと50%だとか、あるいはそういう状況でなかなか思うように接続が進まないということがあることもあって、実際にかなり市の負担がふえ続けていくということが心配されるわけでありまして。

そうかといって、そう簡単に料金を上げることはできませんので、この辺の、しかも弥富市としては、管路の事故とかそういうふぐあいもあって、改めてまた負担をするというようなことがありますので、やっぱり、もともとこの事業を始めるときには、当時は自治省だったかな、今の総務省の前身だったというふうに思いますが、この事業を始めるときに、全国の今から着手する市町村の市町村長と議長宛てに将来負担をきちんと設定して明らかにして、ここまでは行政が負担をする、ここからは住民の皆さんが負担をするということを確認して、実現可能なものにしてほしいと、こういう要請がされたんですが、当時、愛知県や弥富市の対応は、これは自治省が言っておるだけだから、国土交通省や県は計画どおり進めると言っておるからということで、実際の議論をせずに着手をしたという経緯があって、なかなか費用的にも大変な問題も発生しておりますし、現実こういう問題が発生しております。

ぜひ、この面についてはやっぱり、もっともっと国や県の支援をいただくということと、もう一つは、私どもの今住んでいるエリアも、今回の10カ年計画には入っていないエリアでございますので、そういうところ、調整区域あるいは合併浄化槽ができるようなところにつきましては、私は可能な限り合併浄化槽によって負担を減らしていく、新年度の予算編成方針で環境省は、これまでは浄化槽の本体だけの補助だったけれども、風呂やお勝手につなぐ管路についても助成するという方向で今予算要求をしているというふうにっておりますので、そういうことができれば、やっぱり市が出す補助や負担を考えても、合併浄化槽で整備

をしたほうが、私はコストはかなり安くなっていくと思いますので、そういうことができるところはそういう形で進めていくということを通じて、全体の今の10カ年計画の中でどうするかという問題もあると思いますが、コストを下げていく努力をしないと、ちょっとここは将来負担が大変になっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） かねてから三宮議員のほうからの御指摘というか、公共下水道に対する考え方はいろいろと伺っておるわけですが、21世紀の環境衛生をしっかりと守っていくということにつきましては、行政の大きな役割であろうというふうに思っております。

この公共下水道事業も、供用開始をいたしましてから7年、8年というような状況で推移をしてきているわけですが、そうした形の中で、これは私どもの弥富市の条例に定めさせていただきまして、今後は公共下水道事業を普及していくんだということで、今現在、御理解をいただきながら進めさせていただいておるわけですが。

そういう状況の中において、平成28年に国のほうから、いわゆる10年改正の重点アクションプランというのが示されました。この事業を前倒しして、平成37年が10年度の一番末でございますけれども、ここまでにできる限りのことの、宅内配管を含めまして公共下水道事業の供用をしっかりと進めるようにということでございます。

しかしながら、37年という状況の中に全てができるかということ、それは前倒しをしても大変厳しい状況であることは、もう今までもお話をさせていただいているところでございます。そういった形の中において、我々としては、今、農業集落排水事業及びこれから公共下水道事業を基本的には進めさせていただくわけですが、そういうような状況の中で、平成37年度までには70%近くの、いわゆる公共下水あるいは農業集落排水事業という形の中での供用を開始していく、普及率を進めていくというふうに今考えておるところでございます。

御承知のように、公共下水道事業は、国の負担が2分の1、そして市の負担が2分の1という形の中で事業を進めるわけですが、これは平成37年度の10年概成のアクションプランまでには、きちっとそういうような状況で進めさせていただきます。前倒しができれば前倒しをしながらでも進めていくわけですが、私は、今の状況の中において、平成37年度の状況のときに、いま一度しっかりと、今後、将来についてどうしていくんだと、下水道事業をどうしていくんだということをしっかりと考える必要もあるというふうに思っております。議員各位と協議をしながら、今後の下水道事業についてどうしていくんだということを考えなきゃならないというふうに思っております。

しかしながら、今、県のほうだとか国のほうでも言っているわけですが、この日光川流域下水道事業というのは、いわゆる私たちとしては、非常に遅くスタートしたわけで



ございます。そういうような状況で、10年概成という形の中で平成37年までに前倒してやりなさいということは大変酷な話でございまして、私どもとしては一方では、これ以降も、やはり国の財政的な補助というか支援は、やはり継続して行っていただくべきだというふうに強く要望をさせていただいております。しかし、これが平成37年度までの私たちの取り組み姿勢というところにおいて、国とか県は評価するだろうというふうに思っておりますので、平成37年度までは、少しでも延長してできるように努力はしていきたいというふうに思っております。そして、私たちのやる気を示しながら、この10年概成という平成37年の状況を先に延ばしていただくということで、普及活動ができればなあというふうに思っております。

一方、全体の公共下水道事業における会計は、企業会計という形の中で、私ども、平成31年度から企業会計をしっかりと立てて、歳入歳出という状況の中で、いわゆる決算のあり方というようなものもしっかりと見ていきたいというふうに思っております。そういうような状況の中で、いろんな多方面からこの公共下水道事業を考えながら進めさせていただきたいということを今の段階では考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 大体、合併浄化槽での設置ですと、1個当たり数十万というか100万はしない範囲で終わりますよね。だけど、公共下水道でも多分平均的なコストでいうと、計画人口1人当たり100万から130万かかる。そして、今の弥富市の計画、財政計画もそうですが、減価償却費は一切見ずにですからね。減価償却費というのは、改修していく費用を料金の中に入れるという仕組みなんですけど、これがない状態でずっと続いていきますが、そうかといって、そうめっちゃくちゃ上げるわけにもいきませんから、やっぱりここは、コストとの絡みも含めてしっかりと御検討いただくことを求めて、次の質問に移ります。

あと、ちょっと簡単におきますが、介護保険につきましては、29年度が区切りで、30年度から新規に移っていくわけでありましたが、それに当たって今期、29年度決算では、翌年度の繰越金と、収支残と基金を合わせると、たしか1億8,000万円ほどあると思いますが、やはりこの制度から言うと、本来可能な限りはその年度内の費用は3年間で負担をしていくという仕組みで、残ったものについては次の料金を値下げするために活用していくというふうな制度になっていると思いますが、この予算残額につきましては、新年度の料金の上でどのように反映されているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 答弁をさせていただきます。

介護保険の会計上の説明になりますが、繰越金につきましては、歳入合計と歳出合計の差額で歳入が上回る場合、繰越金として計上させていただいております。

また、介護保険の国庫補助金等については、当該年度は概算でもらい、翌年度に給付実績

で精算となるため、基金積立金を算出する場合は、国・県等の交付金の過年度分返還金の合計と繰越金との差額分を計上させていただいております。

繰越金と基金積立金につきましては、9月補正の段階では一旦計上させていただきますが、年度末までの保険給付費等の支払い状況によって変動するため、3月補正の段階で再度精査した上で、介護保険支払準備基金積立金として最終年度まで積み立てていき、次期介護保険事業計画の保険料の算出の際に取り崩すこととなります。

この基金積立金につきましては、第7期介護保険事業計画において4,400万円取り崩した結果、介護保険料が年間で6万7,700円が6万6,400円となり、1,300円減額になりました。他市町村では、この取り崩し額が大きいため、保険料の減額に差が出ています。

国庫負担の大幅な増額につきましては、介護給付費や予防給付費に必要な財源の内訳として、50%が保険料負担と50%が公費負担となっており、公費負担の国の負担率25%について、これを拡大していただくよう、やはり求めていかなければならないと思っています。特に、消費税の財源を社会保障費に回していただくということを強く要望していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ずっと見ると介護保険の場合は、そんなに償還しなきゃいかんお金は今は毎年多くない。安定していますよね、大体途中で仕組みがよくわかるようになって。したがって、基金は5,000万ちょっとだったと思うんですが、それを4,400万取り崩す。しかし、繰越金として合わせて1億8,000万ぐらいあったはずで、やっぱりそういう意味でいうと基金を取り崩すというんですが、要するに基金にしない含み収入が多過ぎて、結局は県下の上げ幅で、上げ率でいうと弥富トップですもんね。16%というのは全県でトップなんです。だから、これだけ剰余金があれば、もう少し値下げをすることができたというふうに思いますが、今さら議論しておっても始まんことですが、そういう注意をしていただくことを求めておきたいと思います。

次に、あとは特別委員会で申し上げますので、ここでは触れません。

あと、国民健康保険と後期高齢者医療保険の特別会計に関してお尋ねいたします。

もともと国民健康保険は、さきに申し上げましたように、健康で文化的な国民生活を維持する上で、社会保険制度と社会保障制度を組み合わせたものとして国の制度として発足した経緯がございまして、全額免除や医療費につきましても、保険料につきましても制度もある。後期高齢者医療保険は、社会保険から移行した人もおりますが、多くは国民健康保険からの新しい制度に移行していった経緯があります。もともと今、国も地方自治体も、地域やそういうところで協力をしてというわけでありましたが、この制度は、お年寄りを家族から切り離した別の、介護保険もそうですが、仕組みに押し込んで、その人だけで負担をすると。

建前はそうかもしれませんが、実際には扶養している働いている人が負担をしている割合が結構高いですね。だけれども、税法上の控除は認められない、そういう年金から天引きしておるから、この人が負担をしたんだということで、1万5,000円しか年金が月額ない人から天引きした分についても、その人が納入したものとして扶養しておる世帯主か何かの人の控除は認めないとか、そういう仕組みをどんどんつくってきております。

やっぱり、もとの所得の多い人たちは、後期高齢者でも国民健康保険に入っただく、そして所得の少ない扶養家族になれる人は社会保険の扶養家族にして社会全体で支える仕組みのほうが、より私はベターであると思いますし、国民健康保険の制度が、そういう税と社会保障制度を一体としたものであるというなら、そこを母体にした施策にしていくことがよりベターであると思いますので、ぜひこれは国に制度改正を求めていただきたいと思います、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 後期高齢者医療制度の廃止の御質問をいただきました。

後期高齢者医療制度施行前は、75歳以上の高齢者は国民健康保険や社会保険などに加入して、保険料を払いつつ、市町村が運営する老人保健制度にも加入して医療給付を受けていました。

平成20年4月よりこの方式が廃止され、75歳以上の高齢者を後期高齢者と呼称し、後期高齢者のための独立した新しい医療保険制度、後期高齢者医療制度を設けることになりました。後期高齢者医療制度が始まった背景は、日本は1990年代以降、少子・高齢化は急ピッチに進み、平成27年の統計によりますと、日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は26.7%、約3.8人に1人、また75歳以上の高齢者の割合は12.9%、約7.8人に1人であります。さらに出生率も低下していることから、先進国の中で最も早く、65歳以上の高齢者が総人口の21%を超えた超高齢社会と人口減少社会に突入しております。

そして、高齢化社会が進むと当然高齢者に対する医療費が膨張いたします。現に、高齢者に対する医療費は年々増加し、平成26年度の75歳以上の老人医療費は、国民医療費全体の約3分の1を占めております。

このような背景から、医療制度改革の一つとして高齢者に一定の保険料を負担してもらい、高齢者の医療費を安定的に支える、高齢者と若い世代の負担割合を明確化し、公平に医療費を負担する、高齢者に対する医療・介護サービスの質を維持・向上する、このような目的で老人保健制度にかわり、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されました。

現在の後期高齢者医療制度を廃止した場合、国民健康保険の加入者は、定年退職後の世代が大半を占め、さらに後期高齢者医療の方が国保に戻ることにありますので、1人当たりの

保険給付費がふえ、国民健康保険財政がさらに厳しくなることが想定されます。

日本は、世界でも例を見ないスピードで高齢化を迎え、旧来の制度では限界を迎えたことから、根本的に見直しがされた現制度を長く維持していくことが大切であると考えております。本市といたしましては、国民健康保険や後期高齢者医療被保険者の方の負担がふえないよう、今後も国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 最後の質問にしたいと思いますが、今の部長の説明にはちょっと無理があるんじゃないでしょうか。私は、75歳以上の方がみんな国保に戻せなんて言っていませんよ。扶養家族になる人は、要するに所得の低い人たちは、自分の子供や一定の条件の扶養できる人がいる場合は扶養家族にして、社会保険の扶養家族になるわけですね、それは。以前はそういう制度だったでしょう。扶養家族にならない一定の所得のある人、それから扶養家族にしてもらえない人が、してくれる人がいない人は国保が受け持つと、こういうことで、今はむしろ国保の保険料が減っている大きい理由は、今の80歳だとか85歳の年金もらっている人たちは、かなり年金をもらっておりまして、そういう人たちが国保から出ていったことが、また国保会計が苦しい要因の一つにもなっておるわけです。

ただ、もう一つ大きい背景には、私たちが現役と言われた時代、普通、私は今でも現役でやらせていただいています。60歳以前だとかそういう時代は、平均的なフルタイムで働く人の収入が、その時々5人分ぐらいが生活できる程度の給料があった。ところが昨今では、フルタイムで働いている人の平均だとせいぜい2.5人ぐらい、要するに社会でつくり出される富の配分が、働く人たちや一般の国民に配分されずに大企業や大資産家に集中していくという、この中で今の社会のひずみができているにもかかわらず、国自身がそれを無視して、結局、やっぱり自己負担の原則ということで、その年代の人にきちんと負担をさせれば、そんなに医者にもかからんようになるだろうしというようなこともあって、あるいはまた、税金を消費税を導入して以来、大体その7割ぐらいは実質的に大企業減税に消えている、そして内部留保はふえ続けているという、こういう逆立ちした状態がずっと続いていることが、今の日本経済や中小企業を苦しめている最大の原因になっておりますので、やっぱりもう少し立ち入って、今の社会の仕組みそのものにかかわる問題としてこの問題を考えながら、国の責任で解決していくという方向で努力していただくことを強く求めて、本件の質問を終わり、後は特別委員会で質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

本案17件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 鈴木みどり

同 議員 那須英二

